

**「次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法に基づく
一般事業主行動計画の策定及び認定等に関する説明会」をオンラインで実施しました！**

令和5年3月24日



一般事業主行動計画の策定について説明する担当者



中央：認定制度について説明する担当者

このたび、茨城労働局では、事業主・人事労務担当者の皆さまを対象として、「次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定及び認定等に関する説明会」を開催しました。説明会では、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」といいます。）や女性活躍推進法（以下「女活法」といいます。）に基づく一般事業主行動計画（以下「行動計画」といいます。）期間が満了、もしくは新規に行動計画を策定される事業主の皆さまが自社の現状やニーズを踏まえた行動計画を策定し、「くるみん」や「えるぼし」等の認定を目指す一助となるよう、行動計画の策定の流れや認定を受けるメリットを説明しました。

雇用環境・均等室では引き続き、次世代法、女活法に基づく行動計画の策定支援や認定制度に関する周知を図り、より多くの企業が認定を目指すことができるよう支援してまいります。

認定制度の詳細についてはこちら！

【次世代法、女活法に基づく行動計画、認定制度に関するお問い合わせ先】

雇用環境・均等室 TEL : 029-277-8295